

「山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託」公募型
プロポーザル実施要領

1 趣旨

山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託（以下「本業務」という。）は、市内の下水道処理施設等の効率的かつ安定的な運営を図るため、複数施設の運転管理業務を一括して委託するものである。

この要領は、本業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するための具体的な実施方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託

(2) 業務内容

別紙「山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

引継期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

実施期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※実施期間は36か月

(4) 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

805,385,000円

(5) 委託者

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(6) 担当課

山陽小野田市建設部下水道課

担当者 原野

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL：0836-82-1144（直通：環境課）

E-mail：gesui@city.sanyo-onoda.lg.jp

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加希望業者」という。）は、次の全ての要件を満たしている者であること。なお、共同事業体としての応募は認めない。

- (1) 下水道法で定める公共下水道若しくは流域下水道の終末処理場（高度処理又は標準活性汚泥法）の運転管理・保守点検等の維持管理業務を過去10年以内に元請として受託した実績が3年以上あること。また、業務を円滑に行うための十分な知識と実務経験を有した職員及び施設管理に必要な有資格者を配置することができ、かつ、健全な財務能力を備えていること。
- (2) 業務総括責任者として、「山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託仕様書」第8条の要件を満たす者を専任で配置できること。
- (3) 業務副総括責任者として、(1)に該当する下水処理施設にて3年以上の実務経験を有する者を専任で配置できること。
- (4) 山口県内に本社を有する法人であること。
- (5) 企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 企画提案書提出時において、山陽小野田市（以下「本市」という。）から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けることが明らかでないこと。
- (7) 参加希望業者は、本市の市税に滞納がないこと。

5 審査委員会について

企画提案書の審査は、山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施する。審査結果の公表は、審査完了後に行う。

6 選定方法等

(1) 選定方法

評価基準に基づき審査し、最高得点者を本業務の特定者とするが、提案者の総得点が、持ち点の総合計の2分の1以上あることを条件とする。また、この者が、地方自治法施行令167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は山陽小野田市指名競争入札参加資格者に係る指名停止を受けることとなった場合は、次点の者を特定者とする。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーション審査は、各社が持ち時間20分で業務実施体制調書及び企画提案書の説明を口頭で行い、その後質疑応答(15分程度)を行う。説明は、本市が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。これに接続するコンピュータは、各社で用意すること。実施日時、場所については、後日、事務局から連絡する。

イ プレゼンテーションへの出席者は、3人以内とする。なお、業務総括責任者を予定している者は原則出席すること。

(3) 評価基準

審査委員会は、企画提案書の内容に重点を置き、次の評価基準に基づいて審査する。

評価項目	評価事項	配点
業務実績等	・事業者の受託実績及びその内容に関する評価 ・事業者の運営基盤に関する評価	20
業務実施体制	・業務を円滑に行うための十分な知識と実務経験を有した職員及び施設管理に必要な有資格者が適切に配置されているか。	10

企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者に対する指導育成や研修体制は十分なものとして期待できるか。 ・施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）は十分なものとして期待できるか。 ・運転管理に関する取組が仕様書の内容を適切に実施できる計画となっているか。また、処理における水質及び汚泥管理について、適正処理を継続するための具体策（運営体制や監視基準等）はあるか。 ・無人の施設や夜間、休日の異常時、緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制は適切か。 ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。 ・水量及び水質異常時の対応、停電時の対応、事故時の対応、災害時の対応の方針等は適切か。 ・業務全般における地元の人材、企業などの各種地元資源の活用や育成、社会貢献に関する提案が総合的な観点でそれぞれ具体的に述べられているか。 	50
見積金額	・業務委託価格に関する評価	20
合計		100

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- ア 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合
- イ 本要領に規定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合していない場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- エ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- カ プロポーザルに関してプロポーザル審査委員と接触を図った場合
- キ プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- ク 審査の公平性を害する行為をした場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、本要領に違反していると認められる場合

7 プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
応募に関する書類の配布	令和6年7月31日（水）
現地見学会申込書の提出期限	令和6年8月20日（火）
現地見学会の開催期間	令和6年8月26日（月） ～8月30日（金）
質問書の提出期限	令和6年9月11日（水）
質問回答の公表日	令和6年9月20日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年10月11日（金）
プレゼンテーション審査及び受託候補者決定	令和6年11月上旬（予定）
プレゼンテーション結果の通知及び公表	令和6年11月下旬（予定）
契約締結	令和6年12月（予定）

※提出期限日の締切時間は、午後5時とする。

8 配布資料

- (1) 「山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託」公募型プ

ロポーザル実施要領（※当文書）

（２）山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託仕様書

（３）以下の様式第１号～様式第８号

- ・現地見学会申込書（様式第１号）
- ・質問書（様式第２号）
- ・ロポーザル参加申込書（様式第３号）
- ・市税に係る調査同意書（様式第４号）
- ・主要業務実績報告書（様式第５号）
- ・業務実施体制調書（様式第６号）
- ・企画提案書（様式第７号）
- ・見積書（様式第８号）

（４）業務委託契約約款

９ 現地見学会の開催について

現地見学会の参加希望業者は現地見学会申込書を提出すること。

（１）提出期間

令和６年７月３１日（水）から令和６年８月２０日（火）午後５時まで

（２）提出方法

市ホームページから現地見学会申込書(様式第１号)をダウンロードし、必要事項を入力の上、そのファイルを E-mail に添付し送信する。

ア 送付先

山陽小野田市建設部下水道課

イ E-mail

gesui@city.sanyo-onoda.lg.jp

ウ タイトル

「(提出者名) 現地見学会申込書の提出について」

エ 到達の確認方法

提出者に対して、市が到達確認の E-mail を返信する。なお、返信がない場合は担当課に電話し確認すること。

(3) 見学にあたっての注意事項

現地見学会への参加者は10名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる社員証等を各自持参すること。

(4) その他

見学の日時については決定後、個別に通知する。

10 質問受付及び回答

質問受付及び回答は以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には応じない。

(1) 提出期間

令和6年8月30日(金)から令和6年9月11日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

市ホームページから質問書(様式第2号)をダウンロードし、必要事項を入力の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送付先

山陽小野田市建設部下水道課

イ E-mail

gesui@city.sanyo-onoda.lg.jp

ウ タイトル

「(提出者名) 質問書の提出について」

エ 到達の確認方法

提出者に対して、市が到達確認のE-mailを返信する。なお、返信がない場合は担当課に電話し確認すること。

(3) 回答について

質問に対する回答は、令和6年9月20日(金)に市ホームページへの掲載により公表する。

11 企画提案書等の提出について

(1) 提出期間

令和6年9月20日（金）から令和6年10月11日（金）午後5時
まで

（2）提出書類とその記載要領

ア プロポーザル参加申込書（様式第3号）

イ 企業の概要等を示す書類

- ・企業概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
- ・定款
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴全部事項証明書をいう。提出日前3か月以内に発行されたもの。複写可）
- ・直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（複写可）
※令和6・7年度物品の調達等競争入札参加資格者は、企業概要書のみ提出すること。

ウ 市税に係る調査同意書（様式第4号）

エ 主要業務実績報告書（様式第5号）

4（1）に掲げる実績を過去10年以内のもので最大5業務まで記載すること。記載順は、履行期間及び契約金額に関係なく、業務内容が優れているものからとすること。

オ 業務実施体制調書（様式第6号）

業務総括責任者及び業務副総括責任者の各1名を定めること。また、本業務に従事予定の全員について、職種・担当業務、人数、資格・実務経験を記入すること。なお、企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で、提案内容や事情により担当者が変更になっても差し支えない。ただし、業務総括責任者及び業務副総括責任者については、原則、変更を認めない。

カ 企画提案書（様式第7号）

6（3）に示す評価事項に関する内容を具体的に記載すること。また、業務全般に係る提案者の考え方やPRポイントについて自由に記載すること。なお、複数枚にわたる場合は複写して使用すること。また、任意様式での作成（規格はA4に限る。）も差し支えない。

キ 見積書（様式第8号）

消費税及び地方消費税額を含む価格（3年間の委託料の合計額）を記入すること。なお、項目ごとの金額が分かる内訳書を任意様式により提出すること。

（3）提出部数

正本1部、副本10部（複写可） 合計11部

（4）提出場所

山陽小野田市建設部下水道課

（5）提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送、又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期間内に必着のこと。

1.2 契約

（1）市と受託候補者で事業内容の詳細な協議を行い、内部手続の後、正式な受託者として決定したときは、契約を締結する。

（2）契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第106条第6号の規定により、契約保証金の納付を免除する。

（3）実施期間の委託料は完了払（毎月）とし、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うものとする。なお、引継期間中について、引継や業務実施の準備に必要な経費は受託者が負担するものとし、市は委託料を支払わない。

1.3 その他

（1）提出する書類等は、1参加希望業者につき1案とする。同一企業の本社、支社等による重複の申込は認めない。

（2）企画提案書等の提出書類の提出後の内容の変更若しくは追加又は再提出は認めない。なお、提出期限内のものは除く。

（3）プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、参加希望業者の負担とする。

- (4) 選定委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。
- (5) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書を送付する。なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。
- (6) 提出された書類、資料等は、返却しない。